

令和 8 年第 2 回

福岡地区水道企業団議会(定例会)議案

福岡地区水道企業団

目 次

議案第 5 号 福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の
一部を改正する条例の専決処分について

議案第 5 号

福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例の専決処分について

配偶者に係る扶養手当を廃止するとともに、定年前再任用短時間勤務職員等に対して住居手当の支給を行う等の必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により、福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について次のように専決処分した。

福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例

福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和48年福企条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第7号まで」を「次項第2号から第6号まで」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第20条第1項及び附則第9項中「、第6条」を削る。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
（令和9年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）
- この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間における改正後の福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第1項ただし書	支給しない	支給せず、次項第7号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、福岡地区水道企業団企業職員の給与に関する規程（昭和48年福企管理規程第12号）別表第1水道企業職給料表7級以上に相当する職務の級にある職員に対しては支給しない
------------	-------	---

第4条第2項	(6) 民法(明治29年法律第89号)第877条第2項の規定により家庭裁判所の決定を受けた者(22歳に達した日以後の最初の3月31日を超え60歳未満の者であつて重度心身障がい者でないものを除く。)	(6) 民法(明治29年法律第89号)第877条第2項の規定により家庭裁判所の決定を受けた者(22歳に達した日以後の最初の3月31日を超え60歳未満の者であつて重度心身障がい者でないものを除く。) (7) 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
--------	--	--

上記について、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年8月28日

福岡地区水道企業団
企業長 名古屋 泰之